

金浦地区の新たな避難体制の構築について(案)

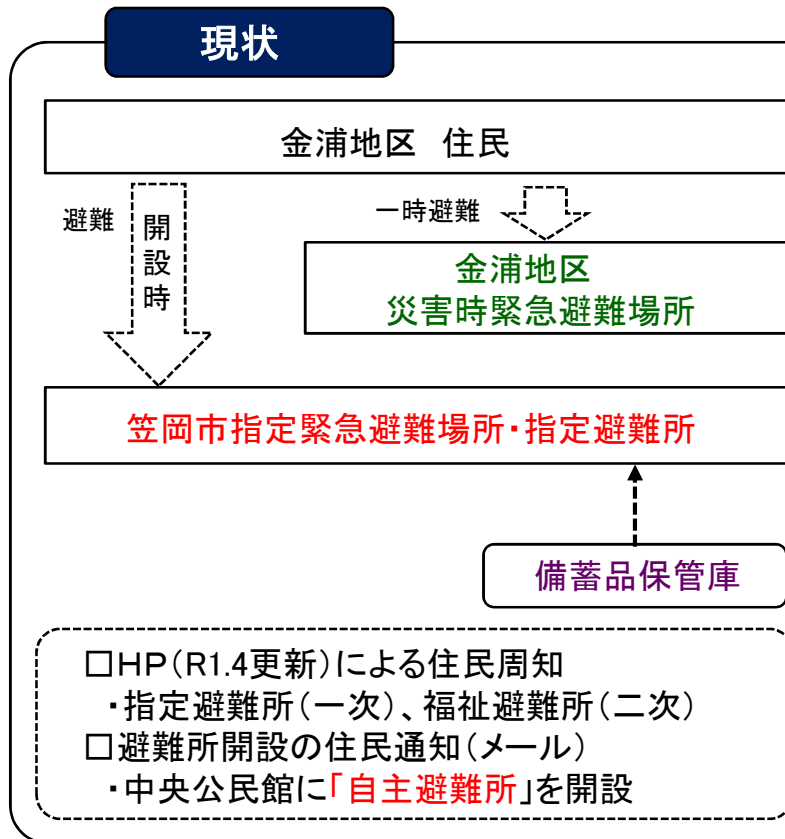
…発災時における住民の逃げ遅れ「ゼロ」を目指して…

2021(R3). 11. 9

金浦地区まちづくり自治協議会 防災部会

防災士 藤井一男

現状



- 金浦地区津波一時避難場所(H25. 10:33箇所指定)
- 金浦地区災害時緊急避難場所(H28. 3:58箇所指定)
 - ・各地区毎(自主防災会単位)に指定
 - ・避難場所を含み、指定場所の重複あり
 - ・災害4種毎<地震、津波・高潮、土砂、洪水>に適否

【笠岡市総合ハザードマップから】

	収容人数	地震	津波	土砂	洪水	高潮	実績
金浦小学校	3000	○	○	×	○	○	無
金浦中学校	11701	○	○	×	○	○	8年前
金浦公民館	104	○	○	○	○	×	無
ようすな会館	33	×	×	○	○	×	無
総合体育館	9254	○	×	×	○	○	無

・指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねる・・・指定緊急避難場所の開設なし

主な課題

●住民の避難に関する課題

1. 地域的、突発的に危険が迫った場合には、地域で避難先の確保が必要
2. 笠岡市指定緊急避難場所が遠く、利用できるか否か分からない
3. 地震、洪水の場合、指定避難所まで避難経路の危険箇所の把握ができないため、避難を躊躇する(特に夜間避難)
4. 要配慮者、高齢者は、遠い指定避難所への避難は困難、近隣にあれば声掛けして避難し易い

●緊急避難場所、避難所の運用に関する課題

1. 地区内に指定緊急避難場所は開設されるのか？
 - ・休日、夜間の開設ルール(開錠、スペース等)は？
 - ・笠岡市内の開設実績は？
2. 地区内に指定避難所は開設はされるのか？
 - ・H30. 7豪雨時、小学校、中学校は洪水で利用不可
3. 地区指定の緊急避難場所への避難後はどうしたらいいのか？
4. 指定緊急避難場所と地区指定の緊急避難場所の違いが理解しづらい

見直しの基本スタンス

地域住民の観点から、金浦地区の避難体制を構築し、被災時の要配慮者、高齢者の逃げ遅れ「ゼロ」を目指すとともに、避難者の安心・安全な避難所生活を確保

1. 避難所の確保

地域で、笠岡市指定避難場所の補完的な避難施設を指定、笠岡市と連携し自主的に避難所を開設・運営

2. 緊急避難場所の確保

地域的、突発的な危険性が迫った場合、或いは地震等発災時における一時的に身の安全を守るため、地域として避難場所を指定

地区指定の避難所の概要

●避難所としての指定施設

・各地区毎に地域事情考慮し、集会所等を指定

●避難所の開設・運営

・笠岡市と連携し、各地区が自主的に開設・運営

・開設・運用にあたっては近隣地区から支援

●生活物資の備蓄

・各地区避難所は発災直後に必要な備蓄品を確保

・金浦地域内の備蓄拠点から、各地区避難所に搬送

●災対機能

・各地区の避難所内に地区災対本部を開設

・必要に応じ、近隣地区から支援

【地区指定の避難所の位置付けと呼称】

笠岡市指定避難所と同一呼称による住民の混乱の回避と指定避難所の補完的な避難所と位置付け、呼称は、「届出避難所(仮称)」とし、笠岡市に届出
・岡山県内の他行政の呼称を参考

地区指定の緊急避難所の概要

●緊急避難場所としての指定場所・施設

・各地区毎に公園、グラウンド、広場等を指定

施設所有者、施設管理者の事前許諾が必要
道路、駐車場、その他私有地は除く

・指定場所・施設毎に、異常の種類毎に適否

・避難所と兼ねることができる

●緊急避難場所の運営

・要配慮者等の観点から、自主的に緊急避難場所に避難、その後、各地区指定避難所に移動

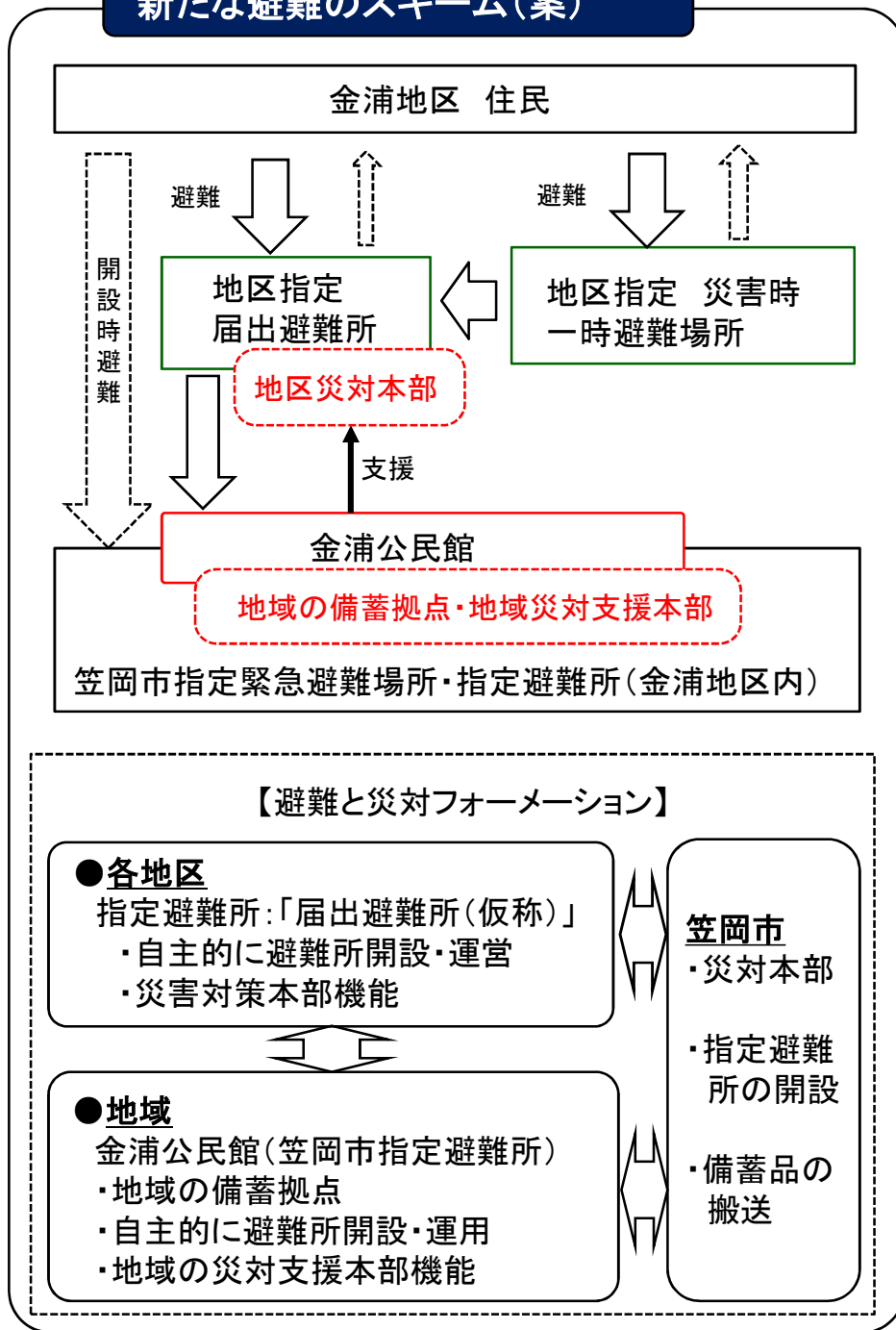
【地区指定緊急避難所の位置付けと呼称】

笠岡市指定緊急避難場所と同一呼称による住民の混乱の回避から、呼称は、災害時の「一時(いつとき)避難場所(仮称)」

◆地区防災計画作成後、地域防災計画に反映

・呼称と定義及び運用ルール

新たな避難のスキーム(案)



機能と役割(案)

区分	各地区	金浦地区	笠岡市
緊急避難場所	○ 地区指定	(笠岡市指定) 金浦小学校・中学校 金浦公民館 ようすな会館 総合体育館	
避難所	○ 地区指定 届出避難所		
備蓄拠点		◎ 公民館 東広場	※ 各地域の 指定避難所 1個所
避難所 運営体制	◎ 地区で自主 開設・運営	◎ 公民館 地域で自主 開設・運営	指定避難 所の開設 運営
災害 対策 機能	本部	◎ 避難所内	笠岡市 災対本部
	支援 本部		

【凡例】 ○:見直し、◎:新規

注:金浦公民館は笠岡市指定避難所

注:※笠岡市の備蓄拠点

- ・R2年度、市内小学校8施設(近隣では陶山小・城見小学校) 備蓄保管庫を設置、アルファ米毛布、間仕切等備蓄
- ・市内の小学校の空き部屋を活用、アルファ米、毛布を保管

改正災対基本法と笠岡市地域防災計画の規定(緊急避難場所・避難所関連)

平成23年3月の東日本大震災の教訓から、平成25年6月災害対策基本法を改正

・新たに、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」に区別

改正災対基本法(H25. 6改正)

笠岡市地域防災計画(R3. 3改正)

	指定緊急避難場所(法49条の4)	指定避難所(法49条の7)
考え方	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、 異常な現象の種類毎 に安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所	災害の危険性があり避難した住民等を 危険がなくなるまで必要な期間滞在 させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を 一時的に滞在させるための施設
基準	<p>◇津波(施行令第20条の3)</p> <p>①津波から安全な区域内にある(例:高台等)</p> <p>②安全な区域外のある施設は、次の条件を全て満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者を受け入れる適切な規模 津波で支障のない構造 想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置、避難上有効な階段等がある(例:津波避難ビル等) <p>◇異常な現象(施行令第20条の4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水、崖崩れ・土石流・地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事他 	<p>◇避難所の基準(施行令第20条の6)</p> <p>以下の全てを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者を滞在させるための必要かつ適切な規模 被災者を受入、又は生活関連物資を配布できる 想定される被害の影響が比較的に少ない 車両等による輸送が比較的容易 <p>◇福祉避難所(施行規則第1条の9)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている 相談や支援を受ける体制が整備されている
指定	異常な現象毎に市長村長が指定	異常な現象を限らず市長村長が指定
指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる(法第49条の8)		

- 避難場所
災害の危険が切迫して場合に一時的に難を逃れるため緊急に避難する施設や場所
- 指定緊急避難場所 ⇒ HP掲載なし
施行令で定める安全性等に基準に適合する施設又は場所であって災害が発生、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のため立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるため緊急的に避難する避難先を**市町村長が指定**(津波避難ビル等を含む)
- 避難所
公民館などの公共施設等で、被災者が一定期間滞在する施設
- 指定避難所 ⇒ HP掲載
施行令で定める規模、構造等基準に適合する**公共施設**であって被災者が一定期間滞在する場所として**市町村長が指定**

- 指定避難所他を「公共施設」に限定した理由は?
- 緊急避難場所に「異常な現象毎」がない理由は?
- 地震時の「広域避難場所」を指定しない理由は?
- 笠岡市が避難所の呼称見直しをしない理由は?

地震・津波災害予防計画(R3. 3改正)抜粋

- 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画
 1. 指定緊急避難場所の指定と整備
 - ・地域的特性や災害想定、過去の教訓を踏まえ、公共施設を指定、指定場所に案内板を表示
 - ・施設解放担当者等管理体制を整備、住民に周知
 2. 避難路の整備
 - ・複数の避難路を指定、避難路に案内標識を設置
- 避難及び避難所の設置・運営計画
 1. 避難計画
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法、避難開始時期等を内容とする避難計画を作成、地域住民に周知
 2. 指定避難所の設置
 - (1)指定・周知
 - ・公共的施設を対象に指定避難所を指定、表示板の設置等住民に周知徹底
 - ・学校を指定の場合、教育委員会や地域住民等と調整
 - (2)施設設備の整備
 - (3)生活物資の確保
 - ・指定避難所又は近傍で地域完結型の備蓄施設を確保
 - (4)指定避難所設置マニュアルの策定
 - ・開設方法、施設の安全確認、備蓄の確認と調達方法等住民が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮
 3. 運営体制
 - (1)行政側の管理伝達体制
 - ・職員の被災、深夜・休日を想定、要員配置計画と派遣方法についてマニュアル化
 - (2)避難者の自治体制
 - ・役割分担を明確化、自主防災組織、施設の管理者等と協議し、指定避難所毎に避難所運営マニュアルを作成

風水害 災害応急対策計画(R3. 3改正)抜粋

- 避難計画
 1. 避難誘導及び移送
 - (1)地域住民が自主的に、集団で避難
 - (2)市は住民の避難誘導等警戒避難体制を計画
 - (3)避難の受入及び情報提供
 - ・市は発災時の避難誘導に係る計画を作成
 - ・指定緊急避難場所に誘導標識を設置の場合、どの災害に対応した避難場所かJIS規格で明示
 - (4)移送
 - ・地域事情に応じ、避難路を2個所以上選定、安全誘導
 - ・指定避難所が不適当な時、別の指定避難場所に移送
 2. 指定緊急避難場所の解放
 - ・発災時、必要に応じ解放し、住民に周知徹底
 3. 指定避難所の設置
 - (1)感染症対策は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には検討に努める
 - (2)市は運営基本計画を作成、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営
 - (3)市との間で設置手続のマニュアルを策定
 - ・開設、管理責任者、体制
 - ・備蓄の確認と不足時の調達、情報連絡体制
 4. 指定避難所の施設設備の整備
 - ・要配慮者に配慮して整備
 - ・備蓄場所の確保、通信設備の整備
 5. 開設管理者の業務
 - (1)指定避難所の施設設備の整備
 - ・指定避難所又は近傍で地域完結型の備蓄施設を確保
 - ・避難生活に必要な物資を備蓄
 - (2)指定避難所の開設
 - ・市は発災時に必要に応じ、指定避難所を開設